

9 法第三条の二第二十項後段の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用について
は、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と
する。

に第百六十条第三項第一号ロ

法第三条の一第一四項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六

第七条の三の四第二項並びに
第七条の十三第一項及び第二
項第二号口

第七条の九第二号ホ
一號、第十八条の二第九項第一
号、第十八条の六第十二項第
一號及び第十八条の七の二第
四項第一号

山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二
の二第六項に規定する条約適用配当等の額

は、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

山林所得金額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第
六項に規定する条約適用配当等の額

</div

一 租税条約の規定により割引債の償還差益について所得税が免除される相手国居住者等に対し
て還付する場合、当該償還差益に対する源泉徴収による所得税の額に当該相手国居住者等の当
該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する金額。

二 租税条約の規定により割引債の償還差益について所得税が軽減される相手国居住者等に対し
て還付する場合、当該償還差益に対する源泉徴収による所得税の額に当該相手国居住者等の当
該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額から期間対応差益（当該割引債の償還差益
に当該相手国居住者等の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額をいう。）に当
該期間対応差益に対して適用される限度税率を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する
金額。

3 株主等償還差益（割引債の償還差益のうち法第三条の三第二項に規定する償還差益に相当する
部分であつて所得税の免除又は軽減を定める租税条約の規定の適用があるものをいう。以下この
項及び次項において同じ。）につき、同条第二項の規定により還付する所得税の額は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

4 一 租税条約の規定により株主等償還差益について所得税が免除される法第三条の三第二項に規
定する外国法人（以下この条において「外国法人」という。）に対して還付する場合、株主等
償還差益に対する所得税の額（当該株主等償還差益に係る割引債の償還差益に対する源泉徴収
による所得税の額に当該割引債の償還差益のうち当該株主等償還差益の額の占める割合
を乗じて計算した金額をいう。次号において同じ。）に当該外国法人の当該割引債に係る所有
期間割合を乗じて計算した金額に相当する金額。

二 租税条約の規定により株主等償還差益について所得税が軽減される外國法人に対して還付す
る場合、株主等償還差益に対する所得税の額に当該外国法人の当該株主等償還差益に係る割引
債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額から当該株主等償還差益に係る期間対応差益（当
該株主等償還差益に当該外国法人の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額をい
う。）に当該株主等償還差益に係る期間対応差益に対して適用される限度税率を乗じて計算し
た金額を控除した残額に相当する金額。

三 相手国居住者等である外國法人が支払を受ける割引債の償還差益に当該相手国居住者等に係
る所有期間割合を乗じて計算した金額から当該相手国居住者等に係る割引
債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額が含まれている場合において、
当該外國法人に對して法第三条の三第二項の規定により還付する所得税の額は、前項の規定にか
かわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

四 一 当該償還差益について適用される当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規
定により当該償還差益について適用される場合、零。

二 当該償還差益について適用される前号の租税条約の規定により当該償還差益について所得税
が軽減される場合、前項第一号又は第二号の規定により計算した金額から第一項第二号の規定
により計算した金額に当該償還差益の額のうちに当該株主等償還差益の額の占める割合を乗じ
て計算した金額を控除した残額に相当する金額。

五 第一項各号及び第二項第一号に規定する源泉徴収による所得税の額とは、租税特別措置法第四
一条の十二第三項の規定により徵收される所得税の額（当該所得税の額が明らかでないとき
は、当該割引債の券面金額から当該割引債に係る租税特別措置法施行令第二百六十一項
に規定する最終発行日における発行価額等を控除した残額（当該割引債が外國法人が同法第二条
第一項第一号に規定する国外において発行したものであるときは、同法第四十一条の十二第三項
により当該割引債に係る償還差益について徵收された所得税の税率を乗じて計算した金額とし、
その割引債が償還期限を繰り上げて償還されたもの又は当該期限前に買入消却されたものである
ときは、その所得税の額から同条第五項の規定により還付される金額を控除した残額とする。）
をいう。

六 第一項各号及び第二項各号に規定する所有期間割合とは、割引債の発行の日（その日が明らか
でないときは、当該割引債に係る最終発行日）から償還（買入消却を含む。以下この条において
同一。）の日までの期間の月数（当該割引債が租税特別措置法施行令第一十六条の十一第三項に
規定する短期公社債である場合には、日数。以下この項において同じ。）のうちに当該割引債を
所有していた期間（その償還の日まで引き続く期間に限る。）の月数の占める割合をいう。

7 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、所有していた期間に
あつてはこれを一月とし、発行の日から償還の日までの期間にあつてはこれを切り捨てたところ
によるものとし、同項の割合が一を超えるときは、これを一とする。

8 法第三条の三第一項又は第二項の規定による還付は、相手国居住者等又は外國法人が総務省
令、財務省令で定めるところにより還付請求書を提出した場合に限り、割引債の償還の際、還付
する。

9 租税特別措置法施行令第二十六条の十二第二項後段及び第二十六条の十四の規定は、前項の還
付をする金額について準用する。

10 租税条約の規定により割引債の償還差益について所得税が免除され、又は軽減される相手国居
住者等に対する租税特別措置法施行令第二十六条の十一の規定の適用については、同条第一項中
「により計算した金額」とあるのは、「に準じて計算した金額から租税条約等の実施に伴う所得税
法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第
三条第一項から第三項までの規定により計算した還付する金額を控除した残額」と、「同条第一
項第一号」とあるのは、「法人税法施行令第一百四十条の二第一項第一号」とする。

11 第四条 法第四条第八項に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該
各号に定める率とする。

一 限度税率が百分の二である場合	百分の一・七
二 限度税率が百分の四である場合	百分の三・四
三 限度税率が百分の五である場合	百分の四・二
四 限度税率が百分の七である場合	百分の五・九
五 限度税率が百分の十である場合	百分の八・五
六 限度税率が百分の十二である場合	百分の十・二
七 限度税率が百分の十五である場合	百分の十二・七
八 限度税率が百分の十六である場合	百分の十三・六

（相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例）

12 第四条の二 法第五条の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令第七十条の三
第一項の規定の適用については、同項中「法第六十条の四第一項」とあるのは、「租税条約等の実
施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例
法」という。）第五条の二第一項（相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課
税の特例）の規定により読み替えて適用される法第六十条の四第一項」と、「相当する金額」と
あるのは、「相当する金額として算出された金額に相当する金額」と、「法第六十条の四第三項」
とあるのは、「租税条約等実施特例法第五条の二第二項」と、「その他政令で定める事由が生じた
とあるのは、「その他の事由により相手国等に係る相手国居住者等でなくなつた」とする。
（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）

13 第四条の三 法第五条の二の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令第二百六十
二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「に係るもの」とあるのは、「及び租税条約等の
実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二の二第一項（保
険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」と、「金額」とあ
るものは、「金額及び当該保険料の金額」とする。

14 法第五条の二の二第二項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額にその年に
おける同条第一項に規定する保険料又は同条第三項に規定する特定社会保険料の金額の計算の基
礎となつた期間の月数を乗じて計算した金額とする。

15 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十条第一項に規定する標準報酬月額等
級の最高等級の標準報酬月額に保険料率（その年の十二月の属する同法第八十一条第四項の表

の上欄に掲げる月分に応じそれぞれ同表の下欄に定める率をいう。次号において同じ。) を乗じて得た額の二分の一に相当する金額

二 厚生年金保険法第二十四条の四第一項後段の規定により定められる標準賞与額の限度額に保険料率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額に三を乗じてこれを十二で除して計算した金額

三 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額に保険料率(同法第一百六十条第一項の規定により同項の一般保険料率として決定される率のうち最も高いものをいう。次号において同じ。)を乗じて得た額の二分の一に相当する金額

四 健康保険法第四十五条第一項ただし書の規定により定められる標準賞与額の限度額に保険料率を乗じて得た額の二分の一に相当する金額を十二で除して計算した金額

前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月とする。

法第五条の二の第二項に規定する特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中に支払った又は控除された同項の特定社会保険料の金額(同条第三項又は第六項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。)に百分の二十を乗じて計算した金額とする。

法第五条の二の第二項に規定する相手国居住者等は、同項の規定による還付を受けようとする場合には、その年の翌年一月一日(同日前に同項の特定社会保険料の総額が確定した場合は、その確定した日)以後に、当該相手国居住者等の氏名及び住所又は居所、当該特定社会保険料の金額その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した還付請求書に総務省令、財務省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 その年十二月三十一日(その年の中途において死亡した場合には、その死亡の日)において居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。)である者でその年において非居住者(同条第一項第五号に規定する非居住者をいう。以下この項において同じ。)であった期間を有するものにつき、居住者であつた期間内に支払つた又は控除される法第五条の二の第二項に規定する保険料がある場合及び非居住者であつた期間内に生じた同条第三項に規定する給与又は報酬から支払つた又は控除される同項に規定する特定社会保険料がある場合における所得税法施行令第二百五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「所得の金額を」とあるのは「所得の金額(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第五条の二の二第三項(保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例)の規定により読み替えられた法第二十八条又は第五十七条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において同じ。)を」と、同項第六号中「税率」とあるのは「税率」(租税条約等実施特例法第五条の二の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)と、「所得税の額を計算し」とあるのは「所得税の額(当該所得税の額が租税条約等実施特例法第五条の二の二第五項の規定の適用を受ける同項の給与又は報酬に係るものである場合には、同項の規定により還付された金額を控除した残額と同項第六号中「社会保険料の金額」とあるのは「社会保険料(租税条約等実施特例法第五条の二の二第一項の規定により法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなされる租税条約等実施特例法第五条の二の二第一項に規定する保険料を含む。)の金額」とする。

(租税条約に基づく認定)

第五条 法第六条の二第八項に規定する政令で定める場合は、同条第一項から第五項までの租税条約に基づく認定を受けたこれら規定に規定する相手国居住者等、外国法人、非居住者、居住者

又は内国法人につき同条第六項に規定する理由がなくなつた場合、当該租税条約に基づく認定時において同項に規定する理由がなかつたことが当該租税条約に基づく認定後に判明した場合又は同項の規定により提出された申請書(同項の添付書類を含む。)若しくは同条第十一項の規定により提出された書類に虚偽の記載があつた場合とする。

(還付加算金を付さないこととする要件等)
第六条 法第七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する内国法人の法人税法第二条第十八号に規定する利益積立金額の計算については、同項の規定により減額される所得の金額のうち相手国居住者等に支払われない金額は、法人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとする。

2 法第七条第五項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 法第七条第一項に規定する租税の課税標準等若しくは税額等(次号において「租税の課税標準・税額等」という。)又は同条第二項に規定する租税の課税標準等(同号において「国外事業所等に係る租税の課税標準等」という。)につき財務大臣が相手国等の権限ある当局との間で当該相手国等との間の租税条約に基づき合意をしたこと。

二 前号の相手国等が同号の合意に基づき相手国居住者等に係る租税の課税標準・税額等又は居住者若しくは内国法人に係る国外事業所等に係る租税の課税標準等が計算されたことにより法第五条の二の第二項に規定する特定社会保険料に係る延滞税に相当する税のうち、その計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に相当する金額を免除すること。

(特定取引を行う者の届出書の提出等)

第六条の二 法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者(内国法人(法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。)第六条の四第一項各号、第六条の十五第一項及び第六条の十六第一項において同じ。)である特定法人(法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第六条の六までにおいて同じ。)のうち、当該特定法人に係る法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者(次条から第六条の六までにおいて「実質的支配者」とい、その同項第七号に規定する居住地国が外国であるものに限る。)があるものに限る。次項において同じ。)は、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を有する

場合には、法第十条の五第一項の特定取引(同条第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。)を行ふ際、その提出する報告金融機関等(法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。)の営業所等(法第十条の五第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。)の長に当該提出をする者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)第三十八条の規定による通知に係る書面その他の総務省令、財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を当該書類により確認しなければならないものとする。

2 法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者で法人番号保有者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者をいう。)第六条の四第二項各号及び第六条の十六第二項において同じ。)に該当するものが法第十条の五第一項の特定取引を行ふ際、その提出する報告金融機関等の営業所等の長が、当該届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表された当該提出をする者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、前項の規定にかかるわらず、当該提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に対しても、同項に規定する総務省令、財務省令で定める書類の提示を要しないものとし、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて新規特定取引(平成二十九年一月一日以後に行われる特定取引をいう。以下この項及び第六条の六第十八項第五号において同じ。)を行ふ者のうち、当該新規特定取引を行ふ日において当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた既存特定取引(令和七年十二月三十一日以前に行われた特定取引(特定取引につき法第十条

の五第一項の規定による届出書を提出すべき場合における当該特定取引を除く。)をいう。以下この項及び同号において同じ。)に係る契約を締結しているものは、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、法第十条の五第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する届出書の提出を要しない。この場合において、当該新規特定取引について令和七年十二月三十一日に行われた特定取引とみなし、かつ、当該新規特定取引について当該既存特定取引に係る住所等所在国(同条第二項に規定する住所等所在国をいう。以下この項、次条、第六条の五及び第六条の六において同じ。)と認められる国又は地域が特定された日において当該住所等所在国と認められる国又は地域と同一の国又は地域が特定されたものとみなして、法第十条の五の規定を適用する。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第四条第三項の規定により、当該新規特定取引を行う際、同条第一項又は第二項(これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認が行われないこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該新規特定取引を行う際、その他法令の規定による当該既存特定取引を行つた者に関する情報として総務省令、財務省令で定めるものの更新の手続が行われないこと。

4 法第十条の五第一項若しくは第三項の規定により届出書を提出した者又は同条第四項の規定により異動届出書(同項に規定する異動届出書をいう。第六条の四及び第六条の五において同じ。)を提出した者又は同条第四項の規定により届出書を提出した者がこれらとの届出書(以下この項において「提出済届出書」という。)を提出した後に当該提出済届出書に係る特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う場合において、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その者は、当該特定取引について法第十条の五第一項の規定にかかるわらず、新規届出書(同項に規定する届出書をいう。以下この条において同じ。)の提出を要しない。(この場合において、個人既存低額特定取引契約を行つた者又は同条第二項の規定により同項に規定する異動届出書を提出した者がこれらとの届出書(以下この項において「提出済届出書」という。)を提出した後に報告金融機関等(当該提出済届出書に係る同条第五項第三号に規定する暗号資産を提出した後に報告金融機関等(当該提出済届出書に係る同条第五項第七号に規定する居住地国(法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国をいう。以下この項、第六条の四第一項及び第六条の五において同じ。)として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された新規届出書の提出をしたものとみなす。)

5 法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者又は同条第二項の規定により同項に規定する異動届出書(以下この項において「提出済届出書」という。)を提出した後でその営業所等を通じて特定取引を行つた者がこれらとの届出書(以下この項において「提出済届出書」という。)を提出した後に報告金融機関等(当該提出済届出書に係る同条第五項第七号に規定する居住地国(法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国をいう。以下この項、第六条の四第一項及び第六条の五において同じ。)として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された新規届出書の提出をしたものとみなす。

第六条の三 報告金融機関等は、個人既存低額特定取引契約者に係る各住所等所在国情報を検索しなければならない。

2 報告金融機関等は、前項の規定による検索をした場合において、個人既存低額特定取引契約に係る住所等所在国と認められる国又は地域の特定手続

3 報告金融機関等は、第一項の規定による検索をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在国情報(第二十四項第五号イに掲げるものに限る。)のみがあつたときは、ターベースにおいて当該個人既存低額特定取引契約者に係る各住所等所在国情報を検索しなければならない。

引に係る契約に関する書類として総務省令、財務省令で定めるものをいう。第七項において同じ。)により当該個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在国情報があるかどうかを確認しなければならない。ただし、当該報告金融機関等において当該個人既存低額特定取引契約者に係る記録情報(報告金融機関等の記録にある個人既存特定取引契約者の住所又は居所その他の総務省令、財務省令で定める情報をいう。以下この項及び第七項において同じ。)を第一項の規定による検索をした特定取引データベースに記録し、及び保存することとされている場合には、当該個人既存低額特定取引契約者に係る記録情報のうちその記録し、及び保存することとされるものについては、確認することを要しない。

第二項の規定は、前項本文の規定による確認をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在国情報(第二十四項第五号イに掲げるものに限る。)があつたときについて準用する。

4 第二項の規定は、前項本文の規定による確認をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在国情報(第二十四項第五号イに掲げるものに限る。)のいずれもないときは、当該個人既存低額特定取引契約者の住所又は居所を証する書類として総務省令、財務省令で定める書類(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。第六条の六第十八項第一号において「証拠書類」という。)に基づくものに限る。)がある場合には、前各項の規定にかかるわらず、当該現在の住所又は居所の所在する国又は地域のみを当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在国と認められる国又は地域として特定することができる。

5 報告金融機関等は、第三項本文の規定による確認をした場合において、個人既存低額特定取引契約者に係る住所等所在国情報(第二十四項第五号イに掲げるものに限る。)のいずれもないときは、当該個人既存低額特定取引契約者の住所又は居所を証する書類として総務省令、財務省令で定める書類(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。第六条の六第十八項第一号において「証拠書類」という。)に基づくものに限る。)がある場合には、前各項の規定にかかるわらず、当該現在の住所又は居所の所在する国又は地域のみを当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在国と認められる国又は地域として特定することができる。

6 報告金融機関等は、個人既存高額特定取引契約者につき、その保有する特定取引データベースにおいて当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在国情報を検索し、その保存している特定取引契約関係書類により当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在国情報を検索するかどうかを確認し、及び当該個人既存高額特定取引契約者に係る当該報告金融機関等の特定業務担当者(報告金融機関等の役員、職員その他の従業者のうち、当該報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者の需要に応じて、その者に対し継続的に特定取引に関する業務を担当する者をいう。第十八項第二号及び第六条の六において同じ。)から当該個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在国情報を聴取しなければならない。この場合において、第三項ただし書の規定は、当該報告金融機関等において当該個人既存高額特定取引契約者に係る記録情報をその保有する当該特定取引データベースに記録し、及び保存することとされているときについて準用する。

7 報告金融機関等は、前項の規定による検索、確認及び聴取をした場合において、個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在国情報を(第二十四項第五号イに掲げるものに限る。以下この項において同じ。)があつたときは、当該検索、確認及び聴取との当該個人既存高額特定取引契約者に係る各住所等所在国情報を基づき、当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

8 報告金融機関等は、第七項の規定による検索、確認及び聴取をした場合において、個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在国情報を(第二十四項第五号イに掲げるものに限る。)のみがあつたときは、当該個人既存高額特定取引契約者に係る当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

9 報告金融機関等は、第七項の規定による検索、確認及び聴取をした場合において、個人既存高額特定取引契約者に係る住所等所在国情報(第二十四項第五号ロに掲げるものに限る。)のみがあつたときは、当該個人既存高額特定取引契約者に係る当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

10 報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者につき、その保存している記録により当該法人既存特定取引契約者(特定取引を行つた者が特定組合員等(法第十条の五第八項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この項、第六条の五第七項、第六条の六第九項、第十項及び第十七項第一号並びに第六条の十四第一項第一号において同じ。)である場合にあつては、当該特定取引

をその業務として行う当該特定組合員等に係る法第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるものの。以下この項並びに第六条の六第九項及び第十項において「法人既存特定取引契約者等」という。に係る本店所在地国情報（本店又は主たる事務所の所在地その他総務省令、財務省令で定める情報をいう。以下この項において同じ。）があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者等に係る本店所在地国情報があつた場合には、当該本店所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者等の住所等所在地と認められる国又は地域を特定しなければならない。

前項の規定により同項の法人既存特定取引契約者の住所等所在地と認められる国又は地域を特定した報告金融機関等は、当該法人既存特定取引契約者（当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つた場合その他総務省令、財務省令で定める場合における当該法人既存特定取引契約者に限る。以下第十四項までにおいて同じ。）が特定法人に該当する場合には、当該法人既存特定取引契約者に対し、法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならぬ。

前項の報告金融機関等は、その保存している記録により法人既存特定取引契約者（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。第二十二項第二号において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）が特定法人に該当するかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該報告金融機関等は、当該記録により当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当しないことを確認したとき（公開されている情報に基づき当該法人既存特定取引契約者が特定法人に該当しないことを確認したときを含む。）を除き、当該法人既存特定取引契約者は特定法人に該当するものとして、前項の規定を適用する。

報告金融機関等は、第十一条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、これらの届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、当該報告金融機関等の保存している記録により第十一条の法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国情報があつた場合には、各住所等所在地国情報に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

特定法人のうち、当該報告金融機関等との間で締結している次の各号に掲げる特定取引に係る契約に係る特定取引契約資産額が、当該各号に定める日において一億円以下である場合における当該各号に掲げる特定取引に係る契約各号に掲げる特定取引に係る契約を締結しているものに限る。以下この項において同じ。）に係る確認記録等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第六条第一項に規定する確認記録その他総務省令、財務省令で定める記録をいう。以下この項及び第六条の六第十三項において同じ。）を保存しているときは、前項の規定にかわらず、当該法人既存特定取引契約者が当該各号に定める契約（法人既存特定取引契約者であつては、第一号に定める契約に限る。以下この項において「合算対象特定取引契約」という。）があるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約があることが確認されたときは、当該既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額と当該特定取引に係る契約及び当該合算対象特定取引契約に係る特定取引契約資産額の合計額とする。

（1） いづれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係の営業所等を通じて行つた特定取引 同日
二 令和八年一月一日以後に当該法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引 当該特定取引を行つた日 報告金融機関等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間においては、当該各号の法人既存特定取引契約者及び当該各号の法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地域と認められる国又は地域を特定することができる。
一 令和七年十二月三十一日以前に当該法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間で

二月三十一日における当該特定取引契約資産額が一千五百万円を超えることとなる日までの期間

期間

二 特定取引（令和八年一月一日以後に法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つたものに限る。以下この号において同じ。）を行つた日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下である場合 同日以後の年の十二月三十日における当該特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなる日までの期間

該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円を超えるものに限る。）の支払を除く。以下この項及び第二十二項第三号において「対象特定取引」という。）で次に掲げる要件の全てを満たすものに係る契約については、令和八年一月一日以後に当該対象特定取引を行つた者が当該報告金融機関等との間で第一号の取引又は第二号の通信を行つまでの間は、住所等所在地と認められる国又は地域の特定を要しない。

一

令和八年一月一日前三年以内に対象特定取引を行つた者との間で当該対象特定取引に係る払出し、譲渡その他の取引がないこと。

二

令和八年一月一日前六年以内に対象特定取引を行つた者との間で電話その他の方法による当該対象特定取引を行つた者からの通信がないこと。

三

令和七年十二月三十一日における対象特定取引に係る特定取引契約資産額が十万円以下であること。

報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により個人既存低額特定取引契約者につきその住所等所在地と認められる国又は地域を特定する場合には、第一項から第六項までの規定にかかるわらず、当該個人既存低額特定取引契約者につき第七項から第九項までの規定を適用することができる。

報告金融機関等は、第十項から第十三項まで及び第二十一項の場合を除き、次の各号に掲げる方法により、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引に係る契約を締結している個人既存特定取引契約者は法人既存特定取引契約者（以下この項において「既存特定取引契約者」という。）に係る当該各号に定める契約（法人既存特定取引契約者であつては、第一号に定める契約に限る。以下この項において「合算対象特定取引契約」という。）があるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約があることが確認されたときは、当該既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額と当該特定取引に係る契約及び当該合算対象特定取引契約に係る特定取引契約資産額の合計額とする。

一

当該報告金融機関等の保有する特定取引データベースを検索する方法 次に掲げる契約

イ

当該報告金融機関等との間で締結している他の特定取引に係る契約

ロ 当該報告金融機関等（法人に限る。ロにおいて同じ。）と他の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該他の法人（報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で外国報告金融機関等（報告金融機関等で、外国の法令に準拠して設立された法人であるものをいう。第六条の九第一項第六号及び第七号において同じ。）以外のもののうち報告金融機関等に類するものに限る。）との間で締結している特定取引に係る契約

（1） いづれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係

二

同一の者が当該報告金融機関等及び当該他の法人を直接又は間接に支配する関係

イ

当該報告金融機関等の特定業務担当者から聴取をする方法 次に掲げる契約

ロ

当該個人既存特定取引契約者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令、財務省令で定める法人が当該報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約

15

令和八年一月一日以後に当該法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引 当該特定取引を行つた日 報告金融機関等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間においては、当該各号の法人既存特定取引契約者及び当該各号の法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地域と認められる国又は地域を特定することができる。
一 令和七年十二月三十一日における法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下である場合 令和八年一月一日以後の年の十

2
することにより異動届出書を提出するとき（既に第六条の二第一項（この項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定による確認が行われた場合及び同条第二項（次項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する確認をした場合を除く。）。

第一項の規定による届出書に係る契約について該当するものが同条第三項の規定により届出書を提出する場合

3
第一項の規定による確認が行なわれた場合及び同条第二項に規定する確認をした場合を除く。)。第一項の規定による確認が行なわれた場合及び同条第二項に規定する確認をした場合を除く。)。

の十二月三十一日又はその異動を生じた日から三月を経過する日のいずれか遅い日とする。
（特定取引に係る届出書を提出した者等の住所等所在地域と認められる国又は地域の特定手続）

の提出を受けた報告金融機関等は、特定対象者（特定法人に係る実質的支那人を除く、以下この項において同じ）につき、その保存している記録に追加される当該特定対象者の居住地国と異なることを示す新情報（法第十条の五第六項に規定する新情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、当該新情報に基づき、当該特定対象者の住所等所在国と認められる国又は地域の特定をしなければならない。当該特定の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該特定の基因となつた特定対象者の住所等所在国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合も、同様とする。

届出書等の提出を受けた報告金融機関等は、その保存している記録に追加される次に掲げる新情報を得て、当該届出書等を提出した者に対し法第十三条の五第四項の規定による異動届出書の提出をした場合、当該提出がなされたときは、その保管期間を延長する旨の記載により、手取人及び金銭受取人並びに手取人と通じて手取人に

存している証券により特定対象者（当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項の規定により当該特定取引を行つた法人に係る実質的支配者につき当該報告金融機関等が同条第一項第四号に掲げる事項の確認を行つていた場合その他第六条の三第十一項に規定する総務省令、財務省令で定め

る場合における当該法人に限る。以下この項（各号を除く。）において同じ。）に係る実質的支配者に係る住所等所在 地国情報（第六条の三第二十四項第五号に規定する住所等所在 地国情報をいう。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）があるかどうかを確認し、当該特定対象者に係る実質的支配者の住所等所在 地国情報が明らかに異なるときは、各号を除く。也国情報によるべきものとする。

は係る実質的支配者の住所等所在地に情勢があつた場合には、各住所等所在地に情勢に基づき当該特定対象者に係る実質的支配者の住所等所在地と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。当該特定の時から法第十五条の五第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、次に掲げる新情報（当該特定の基因となつたものに限る。）を取得した場合も、同様とする。

3 二 一 特定対象者（特定取引を行つた法人に限る。）が特定法人に該当するかどうかに關する新情報
二 特定対象者（特定法人に限る。）に實質的支配者があるかどうかに關する新情報
届出書等の提出を受けた報告金融機関等は、特定対象者（特定法人に係る実質的支配者に限

る。以下この項において同じ。)につき、その保存している記録に追加される当該特定対象者の居住地国と異なることを示す新情報(住所等所在地国情報に限る。以下この項において同じ。)を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、当該新情報に基づき、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をしなければならない。当該特定(前項の規定による特定を含む。以下この項において同じ。)の時から同条第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該特定の基因となつた特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合も、同様とする。

4 届出書等の提出を受けた報告金融機関等が、第二項第一号に規定する特定対象者につき、その保存している記録に追加される司号に掲げる新情報を取得したことにより、当該届出書等を提出

したる者に對し法第十二条の第五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、当該要求の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間は、当該特定対象者は特定法人に該当するものとして、前二項の規定を適用する。

届出書等の提出を受けた報告金融機関等が、特定対象者（特定取引を行つた法人に限る。）につき、その保存している記録に追加される第六条の十四第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかに関する情報を取り得ることにより、当該届出書等（是出）者に対する法第十二条の第五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該要求の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間は、当該特定対象者は特定法人に該当するものとして、前二項の規定を適用する。

当該届出書等を提出した者は、当該届出書の提出がなかつた場合において、当該異動届出書の提出による新情報の取得した場合も、同様とする。

第六条の三第二十一項の規定は、法第十条の五第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について準用する。

が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約とし、同項に規定する政令で定める日は、新情報の取得の日から三月を経過する日とする。
(既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続)

第1条の7、郵便局長機関等に於ける第1項の規定の適用を除く場合（次項及び第四項から第八項までの規定の適用がある場合を除く。）には、同条第二項第一号の特定取引を行つた者に対し、同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならぬ。

2 求めなければならぬ
第六条第一項（同条第四項（第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の三規定又はこの項から第四項までの規定により個人既存低額特定取引契約者（同条第二十四項第一号に規定する限り既存子賃専業住宅又は内者をハ、同条第十二項に規定する限り同

第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者を除く。同条第七項の規定が適用されたものを除く。以下第五項まで並びに第十八項第四号及び第五号において同じ。)に係る住所等所在地国情報又は新情報(同条第二十四項第五号イに掲げるものに限る。以下この項において「既存住所等所在地国情報」という。)に基づき当該個人既存低額特定

取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す新情報（同号イに掲げるものに限る。以下この項において「新規住所等所在地国情報」という。）を取得した場合には、次の各号に掲げる場合に区分し当該各号に定めるところにより、当該個人无字氏預金取引

次の各号に掲げる場合の区分に属し当該各号に定めるところによる。当該個人既存引受け特権取扱契約者の住所等所在国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一 当該既存住所等所在国国情報と同一の種類の新規住所等所在国国情報を取得した場合 当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在国と認められる国又は地域に代え

二 当該既存住所等所在地国情報と異なる種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合 当該
て、当該新規住所等所在地国情報に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国
と認められる国又は地域を特定すること。

新規住所等所在地国情報に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる國又は地域を特定すること。
第六条の三第六項の規定により個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる國又は地域の特定をした報告金融機関等は、次に掲げる場合のいづれかに該当することとなつたことにより、当該個人既存低額特定取引契約者に対し第一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求をした場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたとき（当該個人既存低額特定取引契約者が同条第二十四項第一号ロに掲げる者に該当する場合にあつては、次に掲げる場合のいづれかに該当することとなつたとき）は、当該特定をした当該個人既存低額特

用する場合を含む。)の規定の適用がある者を除く。以下この項において同じ。)、信託会社、信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)第五十条の二第一項の登録を受けた者、貸金業法施行令(昭和五十八年政令第八十一号)第一条の二第三号に掲げる者、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関及び同条第四項に規定する口座管理機関

四 次に掲げる法人(その財産の運用を金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。)、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が同法第二十八条第四項各号に掲げる行為(次号及び第六号において「投資運用業」という。)として行う場合に限る。)の振替に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人

ハ 株式会社、合名会社、合资会社又は合同会社

二 外国の法令に準拠して設立された法人でイからハまでに掲げる法人に類するもの

五 次に掲げる組合又は団体(その財産の運用を金融商品取引業者等、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限る。)の契約の区分に応じそれぞれ次に定める者

イ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条规定する組合契約 当該組合契約によって成立する組合の業務を執行する組合員

ロ 匿名組合契約(当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。ロにおいて同じ。)当該匿名組合契約に基づいて出資を受ける者

ハ 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約 当該投資事業有限責任組合契約によって成立する同法第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員

二 有限責任事業組合契約 当該有限責任事業組合契約によって成立する同法第二条第一項に規定する有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項に規定する組合員

ホ 外国におけるイからニまでに掲げる契約に類する契約 当該契約によって成立する団体に係るイからニまでに定める者に類する者

六 信託(委託者のみが受益者である信託以外の信託に限り、かつ、その信託財産の運用を金融商品取引業者等、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限る。)の受託者

前項第三号から第六号までに掲げる者が同項に規定する総務省令、財務省令で定める要件を満たした場合には、その者は、総務省令、財務省令で定める日後、報告金融機関等に該当するものとする。

法第十条の五第八項第二号に規定する政令で定める者は、第一項第五号に掲げる者とし、同条第八項第二号に規定する政令で定める場所は、第一項第五号イからホまでに掲げる契約によつて成立する組合又は団体の事務所とする。

(特定取引の範囲)

イ 預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる者との間で行われる場合 次に掲げる取引

ロ 定期積金等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項に規定する定期積金等をいう。)の預入れを内容とする契約の締結

ハ 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第一条に規定する無尽に係る契約の締結

二 次に掲げるものの管理に関する契約の締結(イに掲げる取引を除く。)

(1) 資金決済に関する法律(第二条第五項第一号から第三号までに掲げるもの(同項第一号に規定する流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもののうち総務省令、財務省令は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために特定の者に対する使用することができる財産的価値(電子機器その他の物に電気の方法により記録されている同条第七項に規定する通貨建資産に限るものとし、同条第五項第一号から第三号までに掲げるもの、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利、電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権、資金決済に関する法律第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして総務省令、財務省令で定めるものを除く。)であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができ、かつ、当該財産的価値を発行する者に対し、その償還を請求することができるもの

ホ 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約(再保険契約を除く。トにおいて「保険契約」という。)の締結

ヘ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第十条第一項第十号、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条第一項第十二号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第二百条の二第二項第一号又は消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十条第一項第四号に規定する共済に係る契約(トにおいて「共済に係る契約」という。)の締結

ト 保険契約又は共済に係る契約に基づく年金(人の生存を事由として支払が行われるものに限る。)、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の受取

チ 信託(前条第一項第六号に規定する信託を除く。)に係る契約(金銭及び有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。)以外の財産のみを信託財産とする定めのあるものを除く。)の締結

リ 社債、株式等の振替に関する法律(第十二条第一項又は第四十四条第一項の規定による同法第二条第一項に規定する社債等の振替を行うための口座の開設を受けることを内容とする契約の締結

ヌ 金銭若しくは資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券若しくは同法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利又は資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引に関するものに限る。)の預託をする内容とする契約の締結

二 前条第一項第四号に掲げる者との間で行われる場合 株式の取得その他の総務省令、財務省令で定める行為による同号に掲げる法人との間の法律関係の成立

三 前条第一項第五号に掲げる者との間で行われる場合 同号に掲げる契約の締結

四 前条第一項第六号に掲げる者との間で行われる場合 信託行為、信託法(平成十八年法律第八百八号)第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者と受託者との間の法律関係の成立

(特定取引を行う特定法人の範囲)

第六条の九 法第十条の五第八項第四号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 その発行する株式が法第十条の五第八項第四号に規定する外国金融商品取引所又は金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所において上場されている法人
- 二 前号に掲げる法人（口において「上場法人」という。）と他の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該他の法人
- イ いづれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係
- ロ 同一の者が当該上場法人及び当該他の法人を直接又は間接に支配する関係
- 三 国、地方公共団体若しくは日本銀行又は外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは我が国が加盟している国際機関
- 四 前号に掲げる法人が資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部を出資している法人
- 五 法人税法別表第一に掲げる法人及び同法別表第一に掲げる法人（同法第二条第十三号に規定する収益事業を行っていないものに限る。）
- 六 外国報告金融機関等以外の報告金融機関等（法人に限る。）
- 七 外国の法令に準拠して設立された法人（外国報告金融機関等を除く。）で前号に掲げる法人に類するもの及び外国報告金融機関等（これらのうち外国（報告対象国）その他相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域を除く。第十一号において同じ。）の法令に準拠して設立された第六条の七第一項第四号から第六号までに掲げる者に類するものを除く。）
- 八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社であつて、法令又は定款の規定により、その同条第五項に規定する子会社（報告金融機関等を除く。）の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないことが定められているもの
- 九 主として第二号イ又はロに掲げる関係にある法人（報告金融機関等を除く。）に対する出資、融資その他これらに準ずる取引を行うことを業務とする法人
- 十 法人の直前の事業年度（以下この号において「直前事業年度」という。）が次に掲げる要件の全にて該当する場合における当該法人
- イ 直前事業年度の総収入金額のうちに当該直前事業年度の投資関連所得（利子所得、配当所得その他の総務省令、財務省令で定める所得をいう。口において同じ。）に係る収入金額の占める割合が百分の五十に満たないこと。
- ロ 直前事業年度終了の時の総資産の額のうちに当該直前事業年度終了の時の投資関連所得を生すべき資産の額の合計額の占める割合が百分の五十に満たないこと。
- 十一 その設立の日以後二年を経過していない法人であつて、その事業を開始していないもの（外国の法令に準拠して設立された第六条の七第一項第四号から第六号までに掲げる者に類する法人を除く。）
- 前項第二号に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の法人と他方の法人との間に当該他方の法人が次に掲げる法人に該当する関係における当該関係をいう。
- 一 当該一方の法人が法人を支配している場合における当該他の法人
- 二 前号に掲げる法人又は当該一方の法人及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人
- 三 前号に掲げる法人又は当該一方の法人及び前二号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人
- 法第十条の五第八項第六号イに規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。
- 3 法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。
- （特定取引を行う特定組合員等に係る組合契約に類する契約の範囲）
- 第六条の十** 法第十条の五第八項第六号イに規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。
- 一 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約
- 二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約
- 三 外国における次に掲げる契約に類する契約

イ 民法第六百六十七条规定する組合契約
ロ 前二号に掲げる契約
(実質的に特定取引を行つた者の範囲)

第六条の十一 法第十条の五第十項に規定する政令で定める者は、報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で報告金融機関等に類するものとする。

法第十条の五第十一項の規定により読み替えて適用される同条第二項第一号に規定する政令で定める日は、第六条の七第二項に規定する総務省令、財務省令で定める日とする。第六条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合における第六条の二第三項、第六条の三並びに第六条の六第十七項及び第十八項第四号の規定の適用については、第六条の二第三項中「平成二十九年一月一日」とあるのは「該当日（法第十条の五第十一項の規定により読み替えて適用される同条第二項第一号に規定する該当日をいう。以下同じ。）」の翌日」と、「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、第六条の三第十四項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、同項第二号中「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第三号及び第二号中「令和七年十二月三十日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第三号中「令和八年一月一日」と、同項第三号中「令和八年一月一日」とあるのは「該当日以前」と、同項第三号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第三号中「令和八年一月一日」と、同項第三号中「令和八年一月一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、「令和八年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」と、同項第二号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第三号中「令和八年一月一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌年以後」と、「令和八年十二月三十一日」とあるのは「該当日の属する年の翌年以後」と、「令和八年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」とする。

(特定取引に係る契約者の変更があつた場合の届出書の提出等)

第六条の十三 特定取引に係る契約の契約者の変更があつた場合には、当該変更により新たに契約を締結する者は、法第十条の五第一項の規定により特定取引を行う者として同項の届出書を提出しなければならない。この場合において、当該変更により当該特定取引に係る契約を締結している者については、当該契約を終了したものとして、法第十条の六の規定を適用する。

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第六条の十四 法第十条の六第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 第六条の九第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる法人、上場組合等（その契約に基づく権利が金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において売買されている組合等として総務省令、財務省令で定めるものをいう。口において同じ。）に係る特定組合員等、次に掲げる法人又は特定組合員等並びに外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるものとして総務省令、財務省令で定める法人

イ 第六条の九第一項第一号に掲げる法人と同項第二号イ又はロに掲げる関係に準ずる関係がある法人又は組合等に係る特定組合員等として総務省令、財務省令で定めるもの

るとき（既に前条第一項（この項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第一項の規定による確認が行われた場合及び前条第一項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。）について準用する。

2 前条第一項（第六条の二第二項の規定を準用する部分に限る。）の規定は、法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者で法人番号保有者に該当するものが異動を生じた場合に該当することにより異動届出書を提出するとき（既に前条第一項（前項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第一項の規定による確認が行われた場合及び前条第一項（この項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。）について準用する。

（暗号資産等取引に係る届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第六条の十七 第六条の五第一項から第五項までの規定は、報告暗号資産交換業者等が特定対象者（法第十条の九第一項に規定する特定対象者をいう。以下この条において同じ。）の住所等所在地国（法第十条の九第四項に規定する住所等所在地国をいう。次項において同じ。）と認められる国又は地域その他の事実が法第十条の九第四項に規定する届出書等に記載された事項のうち特定対象者の同項に規定する総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す同項に規定する新情報を得た場合について準用する。この場合において、第六条の五第一項中「特定法人に係る実質的支配者」とあるのは、「特定法人（法第十条の九第五項第四号に規定する特定法人をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実質的支配者（法第十条の九第五項第五号に規定する実質的支配者をいう。次項及び第三項において同じ。）」と、「居住地国」とあるのは、「居住地国（法第十条の九第五項第七号に規定する居住地国をいう。第三項において同じ。）」と、「第十条の五第四項の規定による異動届出書」とあるのは、「第十条の九第二項の規定による異動届出書（同項に規定する異動届出書をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二項中「第十条の五第四項」とあるのは、「第十条の九第二項」と、「通じて特定取引」とあるのは、「通じて暗号資産等取引（同条第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下この項及び第五項において同じ。）」と、「当該特定取引」とあるのは、「当該暗号資産等取引」と、「その他」と、「第六条の三第三十四項第五号に規定する住所等所在地に規定する」であるのは、「現在の住所若しくは居所その他の総務省令、財務省令で定める情報又は報告暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引をしている者宛ての第六条の三第三二十四項第五号口に規定する郵便物を受け取る場所としてその者（その代理人を含む。）により指定されている郵便局（同号口に規定する郵便局をいう。以下この項において同じ。）若しくは外国における郵便局に相当するもの所在地その他の総務省令、財務省令で定める情報」と、同項第一号中「特定取引」とあるのは、「暗号資産等取引」と、同条第三項中「第十条の五第四項」とあるのは、「第十条の九第二項」と、「同条第四項」とあるのは、「同条第二項」と、同条第四項中「第十条の五第四項」とあるのは、「第十条の九第二項」と、同条第五項中「特定取引」とあるのは、「暗号資産等取引」と、「第六条の十四第一項第一号」と、「第六条の五第四項」とあるのは、「第十条の九第二項」と、「第十条の十第一項」と、「第十条の六第一項」と読み替えるものとする。

2 第六条の三第三十一項の規定は、報告暗号資産交換業者等が法第十条の九第四項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）において準用する第六条の三第二十一項中「第十条の六第二項第一号」とあるのは、「第十条の十第二項第一号」と読み替えるものとする。
（報告暗号資産交換業者等の範囲）

第六条の十八 法第十条の九第五項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（次条第二項第一号から第三号までに掲げる行為のいずれかを事業として行う者に限る。）とする。

一 資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者

二 資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）

三 金融商品取引法第一条第九項に規定する金融商品取引業者（暗号資産等取引の範囲）

第六条の十九 法第十条の九第五項第三号に規定する政令で定めるものは、資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産、同条第五項第四号に掲げるもの又は金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するもの（資金決済に関する法律第二条第十四項各号に掲げる財産的価値に限る。）とする。

2 法第十条の九第五項第三号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 暗号資産等（法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等をいう。以下この項において同じ。）の売買

二 暗号資産等と他の暗号資産等との交換

三 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

四 暗号資産等の移転又は受入れ

（暗号資産等取引を行う特定法人の範囲）

第六条の二十 第六条の九の規定は、法第十条の九第五項第四号に規定する政令で定める法人について準用する。この場合において、第六条の九第一項第六号中「限る」とあるのは、「限るものとし、第六条の七第一項第四号から第六号までに掲げる者を除く」と、同項第七号中「外国（報告対象国その他の相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域を除く。第十一号において同じ。）」とあるのは、「外国」と読み替えるものとする。

（暗号資産等取引を行なう特定組合員等に係る組合契約に類する契約の範囲）

第六条の二十一 第六条の十の規定は、法第十条の九第五項第六号イに規定する政令で定める契約について準用する。

（実質的に暗号資産等取引を行った者の範囲）

第六条の二十二 法第十条の九第七項に規定する政令で定める者は、報告暗号資産交換業者等、報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で次に掲げるものとする。

一 報告暗号資産交換業者等に類するもの

（暗号資産等取引に係る契約の契約者の変更があつた場合の届出書の提出等）

第六条の二十三 第六条の十三の規定は、暗号資産等取引に係る契約の契約者の変更があつた場合について準用する。この場合において、同条中「第十条の五第一項」とあるのは、「第十条の九第五号口に規定する郵便物を受け取る場所としてその者（その代理人を含む。）により指定されている郵便局（同号口に規定する郵便局をいう。以下この項において同じ。）若しくは外国における郵便局に相当するもの所在地その他の総務省令、財務省令で定める情報」と、同項第一号中「特定取引」とあるのは、「暗号資産等取引」と、同条第三項中「第十条の五第四項」とあるのは、「第十条の九第二項」と、「第十条の六第一項」と読み替えるものとする。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第六条の二十四 第六条の十四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法第十条の十第一項に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、同号中「第六条の九第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第六条の二十において準用する第六条の九第一項第一号から第三号まで」と、「売買している組合等」とあるのは、「売買されている組合等（法第十条の九第五項第六号イからハまでに掲げるものをいう。以下この号において同じ。）」と、「特定組合員等」とあるのは、「特定組合員等（法第十条の九第五項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この号において同じ。）」と、同号イ中「第六条の九第一項第一号」とあるのは、「第六条の二十において準用する第六条の九第一項第一号」と、同号ロ中「第六条の九第一項第二号イ」とあるのは、「第六条の二十において準用する第六条の九第一項第二号イ」と読み替えるものとする。

2 法第十条の十第一項に規定する政令で定める場所は、国内に有するその事業に係る事務所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるもののが所在地）とする。

3 報告暗号資産交換業者等との間で締結し、又は締結していた報告対象契約（法第十条の十第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。）の他に当該報告暗号資産交換業者等との間で締結していた他の暗号資産等取引に係る契約（報告対象契約を除く。以下この項に

第五十一条		年度及び税目		名称その他の共助対象外国租税を特定する事項	
第一号	第五十二条	第一項第二号	第五十三条	第二項	第一項
第四項	第五十三条	第五十三条	第五十三条	一時に	額
納付する	額 納期限及び金	年度、税目、 納期限及び金	年度、税目、 納期限及び金	相手国等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条第三号（定義）に規定する相手国等をいい、共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、我が国とする。第四項において同じ。）に一時に	名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項
相手国等に納付する		名称及び金額その他の共助対象外国租税を特定する事項			

一　国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納稅の猶予（次号において「納稅の猶予」という。）又は国税徵収法第一百五十二条の二第一項の規定による換価の猶予の申請中の國税

二　国税通則法第四十六条第一項から第三項まで又は国税徵收法第五十一条第一項若しくは第一百五十五条の二第一項の規定の適用を受けてする国税（国税通則法第四十九条第一項第四号

(国税徴収法第百五十二条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)に該当し、納税の

猶予又は国税徵収法第百五十五条第一項若しくは第百五十五条の二第一項の規定による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該国税を除く。)

第三十九条の規定が不適用の場合の当該国税を除く
法第十一条第五項に規定する場合において、同項の規定により読み替えて適用される国税徵收

法第百二十九条の規定により同第一条第一項に規定する換価代金等を配当するときにおける滞納処分
（賃利丸子等の三歳の調整二回）（昭和三十二年六月二十日第一二二〇二二、

と強制執行等との手続の調整は関する政令（昭和三十二年政令第二百四十九号）第十二条の一から第十二条の四まで、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、同令第十二条の二中

「法第六条第一項及び第三項、」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地

方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十五条第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項、法第六条第三項、二

と、「法第十八条第一項」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み

替えて適用される法第十八条第二項」と、「法第六条第一項及び第三項並びに」とあるのは「租

租借地等実施特別法第十一章第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項 法第六
条第三項及び」と、同令第十二条の三第一項中「法第六条第一項及び第三項」とあるのは「租

税条約等実施特例法第十一一条第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項、法第六

第三項」と「法第六条第一項及び第三項並びに」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一條第五項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項、法第六条第三項及び」と、同令第

十二条の四、第二十六条及び第二十八条第一項中「法第十八条第二項」とあるのは「租税条約等

実施特例法第十一一条第五項の規定により読み替えて適用される法第十八条第二項」とする。

（注第一二条第三項及び前項の規定の適用がある場合における清算処分と引当金等との三種の調整に関する政令第四条（同令第六条、第六条の二、第八条（同令第十二条第一項（同令第十二条及び第十二条の二において準用する場合を含む。）、第十二条及び第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）第十一条第一項（同令第十二条の二において準用する

場合を含む。）、第十二条の四、第十二条の十一第一項（同令第三十二条において準用する場合を含む。）、第二十三条、第二十四条の二（同令第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十二条の八（同令第十二条の十二において準

場合を含む。）、第十二条の四、第十二条の十一第一項（同令第三十二条において準用する場合を含む。）、第二十三条、第二十四条の二（同令第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十二条の八（同令第十二条の十二において準用する場合を含む。）及び第十七条（同令第十二条の十二において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同令第四条中「事項」とあるのは、「事項並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等にに関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。）の名称及び金額その他の当該共助対象外国租税を特定する事項」とする。

（国税の徴収の共助に係る地方税法施行令の適用に関する特例）

第十八条 法第十一条の一第六項の規定の適用がある場合においては、地方税法施行令第三十五条の十一第一項及び附則第六条の六第一項の規定は、適用しない。

この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一二月一日政令第三九〇号）

この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月三一日政令第八七号）抄
(施行期日) この政令は、平成四年四月一日から施行する。

(昭和六十二年政令第三百三十五号) 第二条の四第二項の表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号の項中「、第三条の三第一項」を削る改正規定、同条第四項の表第七条の二の二第一項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号の項中「、第七条の三第一項」を削る改正規定、同条第六項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項」を削る改正規定、同条第六項の表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項」を削る改正規定を除く。) 及び第十三条の規定

令和三年一月一日

附 則 (令和二年三月三日政令第一一一号) 抄

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(特定取引を行う者の届出書の提出等に関する経過措置)

第二条 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(報告金融機関等による住所等所在地と認められる国又は地域の特定手続等に関する経過措置)

第三条 新令第六条の三第二十項の規定は、同条第二十四項第七号に規定する法人既存特定取引契約

(新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて行つた同項第三号に規定する特定取引に係る契約が、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定める契約(新令第六条の三第二十三項第二号及び第四号に掲げる契約に限る。)に該当することとなつた場合には、なお従前の例による。

法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(以下この条において「旧令」という。)第六条の三第二十一項第七号に規定する法人既存特定取引契約者が所得税法等の一部を改正する法

律(令和二年法律第八号)第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法

人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条及び附則第五条において「旧法」とい

う。)第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて行つた同項第三号に規定する特定取引に係る契約が、施行日前に同条第二項に規定する政令で定める契約(旧令第六条の三第二十一項第三号及び第四号に掲げる契約に限る。)に該当することとなつた場合は、なお従前の例による。

新令第六条の三第三十九項の規定は、同項に規定する既存特定取引契約者が新法第十条の五第八

項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて行つた同項第三号に規定する契約が、施行日前に同条第二項に規定する政令で定める契約(新令第六条の三第二十三項第二号及び第四号に掲げる契約に限る。)に該当することとなつた場合について適用し、旧令第六条の三第二十二項第二号に規定する個人既存特定取引契約者

又は同項第七号に規定する法人既存特定取引契約者が旧法第十条の五第七項第一号に規定する報

告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて行つた同項第三号に規定する

特定取引に係る契約が、施行日前に同条第二項に規定する政令で定める契約(旧令第六条の三第

二十一項第二号及び第四号に掲げる契約に限る。)に該当することとなつた場合については、な

お従前の例による。

新令第六条の三第二十二項の規定は、新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等が施行日以後に同条第二項の規定により同条第一項に規定する特定対象者の同条第二項に規定す

る。3

る住所等所在地と認められる国又は地域を特定する場合及び報告金融機関等(旧法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。次項及び附則第五条において同じ。)が旧法第十条の五第二項の規定により特定をした特定対象者(同条第一項に規定する特定対象者をいう。)の住所等所在地と認められる国又は地域(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十七条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第四十一条の二の第二項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める外国を除く。)が施行日以後に新法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国に該当することとなつた場合について適用し、当該特定をした国又は地域が施行日の前日において旧法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国(次項において「報告対象国」といい、当該外国を含む。)であつた場合については、なお従前の例による。

4 報告金融機関等が旧法第十条の五第二項の規定により特定対象者の住所等所在地と認められ

る国又は地域の特定をした場合において、施行日前に当該特定をした日から二年を経過してい

たとき(施行日の前日において、当該特定をした国又は地域が報告対象国以外の国又は地域であるとき)に限り、は、当該特定対象者の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第六条の三第二十二項に規定する総務省令、財務省令で定める情報の取得について、同項の規定は、適用しない。

(法人に係る任意届出書の提出等に関する経過措置)

第五条 新令第六条の四第二項の規定は、施行日以後に同項各号に掲げる場合に該当する場合につ

いて適用する。

(報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置)

第六条 附則第三条第四項の規定は、報告金融機関等が旧法第十条の五第六項の規定により特定対

象者の住所等所在地と認められる国又は地域(外国に限る。)の特定をした場合について準用

する。この場合において、附則第三条第四項中「第六条の三第二十二項」とあるのは、「第六条の五第十六項において準用する同令第六条の三第二十二項」と読み替えるものとする。

附 則 (令和二年四月八日政令第一四三号) 抄

第一条 この政令は、令和四年一月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年一月一日から施行する。

(報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置)

第二 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行

令第六条の十四第一項の規定は、この政令の施行の日以後の各年の十二月三十一日において租税

条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の五第八項第

一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて同法第十条

の六第一項に規定する特定取引を行つた者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定

する報告事項の提供について適用し、この政令の施行の日前の各年の十二月三十一日において同

法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所

等を通じて同法第十条の六第一項に規定する特定取引を行つた者が締結していた同項の報告対象

契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年六月一六日政令第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行令(以下「新法

人税法施行令」という。)第二条の規定による改正後の地方法人税法施行令、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下「新租税特別措置法施行令」という。)第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下

一 第六十九条第一項の改正規定、第六十九条の二（見出しを含む。）の改正規定、第七十条第一項の改正規定、第七十一条の改正規定、第七十二条の二（見出しを含む。）の改正規定、第二百二十二条の四第八項第二号の改正規定、第二百二十二条の二第四項の改正規定、第二百六十九条の改正規定、第二百七十三条第一項の改正規定、第二百六十四条の改正規定、第二百六十九条の改正規定、第二百七十四条の改正規定（「においては」を「には」に改める部分を除く。）及び同条第三項第一号の改正規定並びに同令附則第十八条の四第四項及び第八項の改正規定並びに同令附則第十八条の五の改正規定（同条第十項第四号、第十一項第四号、第二十二項第五号及び第二十四項第五号に係る部分を除く。）並びに第五条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第二条の四の改正規定（同条第二項の表第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四条の二第九項第一号、第十八条の五第七項第一号、第十八条の六第十二項第一号及び第十八条の七の二第四項第一号の項及び同条第四項の表第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四条の二第九项第一号、第十八条の五第七項第一号、第十八条的六第十二項第一号及び第十八条的七的二第四項第一号の項及び同条第四項の表第七条の二第十二項第一号の項及び同条第八項の表第四十八条の五の二並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十七項第一号、第十八条的五第十九項第一号、第十八条的六第廿八項第一号及び第十八条的七的二第十一项第一号、第十八条的六第廿八項第一号及び第十八条的七的二第十二項第一号の項及び同条第八項の表第四十八条の五の二並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十七項第一号、第十八条的五第十九項第一号、第十八条的六第廿八項第一号及び第十八条的七的二第十一项第一号の項中「、第十八条的五第十九項第一号」を削る部分に限る。）並びに附則第十一项の規定

令和六年一月一日

（施行期日）

附 則（令和四年三月三一日政令第一五四号）
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和五年三月三一日政令第一四八号）
この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

（特定取引を行う者の届出書の提出等に関する経過措置）

第一条 この政令は、令和八年一月一日から施行する。

（特定取引を行う者の届出書の提出等に関する経過措置）

第二条 改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条の一第三項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する新規特定取引を行ふ場合について適用し、施行日前に改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第六条の一第三項に規定する新規特定取引を行つた場合については、なお前例による。

（施行期日）

附 則（令和六年六月二一日政令第二一五号）
この政令は、令和八年一月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和三年三月三一日政令第一一七号）抄
（施行期日）
この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条第六号の改正規定及び第三十九条の次に一条を加える改正規定並びに次項の規定は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日政令第一三三号）抄
（施行期日）
この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
（特定取引を行う者の届出書の提出等に関する経過措置）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
（特定取引を行う者の届出書の提出等に関する経過措置）

第二条 改正規定、第七十二条の二（見出しを含む。）の改正規定、第二百二十二条の二第四項の改正規定、第二百六十九条の改正規定、第二百七十三条第一項の改正規定、第二百六十四条の改正規定、第二百六十九条の改正規定、第二百七十四条の改正規定（「においては」を「には」に改める部分を除く。）及び同条第三項第一号の改正規定並びに同令附則第十八条の四第四項及び第八項の改正規定並びに同令附則第十八条の五の改正規定（同条第十項第四号、第十一項第四号、第二十二項第五号及び第二十四項第五号に係る部分を除く。）並びに第五条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第二条の四の改正規定（同条第二項の表第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四条の二第九項第一号、第十八条の五第七項第一号、第十八条の六第十二項第一号及び第十八条の七の二第四項第一号の項及び同条第四項の表第七条の十一並びに附則第四条第十項第一号、第四条の二第九项第一号、第十八条的五第七項第一号、第十八条的六第十二項第一号及び第十八条的七的二第四項第一号の項及び同条第四項の表第七条的二第十二項第一号の項及び同条第八項の表第四十八条的五的二并びに附则第四条第十八项第一号、第四条的二第十七项第一号、第十八条的五第十九项第一号、第十八条的六第廿八项第一号及び第十八条的七的二第十一项第一号的项中「、第十八条的五第十九项第一号」を削る部分に限る。）並びに附則第十一项の規定

令和六年一月一日

（施行期日）

附 則（令和四年三月三一日政令第一五四号）
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和五年三月三一日政令第一四八号）
この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

（特定取引を行う者の届出書の提出等に関する経過措置）

第一条 この政令は、令和八年一月一日から施行する。

(既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続に関する経過措置)

第三条 所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。)第十六条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「新法」という。)第十条の五第二項第一号に規定する特定取引が預金等既存特定取引(平成二十八年十二月三十一日以前に行われた改正法第十六条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「旧法」という。))第十条の五第二項の特定取引をいう。(以下同じ。)に該当する場合(新令第六条の十二第二項の規定の適用がある場合を除く。)には、新令第六条の三第十四項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十一月三十一日」と、同条第十五項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十一月三十一日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日」と、同条第十六項(第三号を除く。)中「令和八年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日」と、同条第三号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、「同日」とあるのは「同年から令和七年までの各年の十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、「同日」とあるのは「同年から令和七年までの各年の十二月三十一日」と、「第二号又は第三号」とあるのは「応じ及び一、当該各号」とあるのは、「第二号又は第三号」と、「応じ当該各号」とあるのは「応じそれぞれ第二号又は第三号」と、同条第二号中「令和七年十一月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、「同日」とあるのは「同年から令和七年までの各年の十二月三十一日」と、「同日」とあるのは「満たし、かつ、平成二十九年一月一日から令和七年十二月三十一日までの期間内において同項第一号に規定する取引及び同項第二号に規定する通信を行っていない」と、同条第二十四項第一号イ、第二号イ及び第七号イ中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」として、新法等(新法及び新令並びに改正法第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号))をいう。(以下同じ。)の規定を適用する。

2 前項の特定取引のうち、旧令第六条の三第十五項に規定する保険契約等に該当するものについては、同項及び同条第二十三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十五項中「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日(法第十条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、該当日(同条第十一項の規定により読み替えて適用される同条第二項第一号に規定する該当日をいう。以下同じ。))」と、「平成二十九年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日(法第十条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合は、該当日)」と、「平成二十九年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日(法第十条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合は、該当日)」と、「同項各号」とあるのは「第十五項各号」とする。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第六条の三第二十三項第二号に掲げる契約については新令第六条の三第二十二項に規定する特定取引に係る契約で政令で定めるものと、同号に定める日については同項に規定する政令で定める日とそれぞれみなして、新法等の規定を適用する。定を適用する。(法人に係る任意届出書の提出等に関する経過措置)

第四条 新令第六条の四第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同条第二項第一号又は第二項第二号の異動届出書を提出する場合について適用する日については同項に規定する政令で定める日とそれぞれみなして、新法等の規定を適用する。

(既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続に関する経過措置)

第五条 新令第六条の六第十七項(次項の規定により読み替えて適用する場合又は施行日以後に同条第十七項第一号の新情報を取得する場合又は施行において同じ。)の規定は、施行日以後に同条第十七項第一号の新情報を取得する場合又は施行

日以後に同項第二号に規定する場合に該当することとなる場合について適用し、施行日前に旧令第六条の六第十七項第一号の新情報を取得した場合又は施行日前に同項第二号に規定する場合に該当することとなつた場合については、なお従前の例による。

2 新令第六条の六第十七項各号の特定取引が預金等既存特定取引に該当する場合(新令第六条の十二第二項の規定のある場合を除く。)には、新令第六条の六第十七項各号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは、「平成二十八年十二月三十一日」として、新法等の規定を適用する。

る。

3 新令第六条の六第十八項(第四号に係る部分に限るものとし、次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に同号(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる場合に該当することとなる場合について適用し、施行日前に旧令第六条の六第十八項第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合については、なお従前の例による。

4 新令第六条の六第十八項第四号イの特定取引が預金等既存特定取引に該当する場合(新令第六条の十二第二項の規定のある場合を除く。)には、同号イ中「が令和八年」とあるのは「が平成二十九年」と、「令和七年十二月三十一日」とあるのは「当該各年の十二月三十一日」と、「当該各年」とあるのは「令和八年以後の各年」として、新法等の規定を適用する。(報告金融機関等の範囲等に関する経過措置)

第六条 新令第六条の七第一項及び第六条の八の規定は、施行日以後に新法第十条の五第一項の届出書を提出する場合について適用し、施行日前に旧法第十条の五第一項の届出書を提出した場合については、なお従前の例による。

(報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置)

第七条 新令第六条の十四第一項の規定は、施行日以後の各年の十二月三十一日において新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて新法第十条の六第一項に規定する特定取引を行つた者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において旧法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて旧法第十条の六第一項に規定する特定取引を行つた者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。